

新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した社会課題の解決を目的とし、先端技術を活用した実証事業を行う者に対して、予算の定めるところにより、新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるものによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 先端技術 IoT, AI, ビッグデータ, ロボティクス, VR, AR, 5Gをはじめとする近年急速に進展しているデジタル技術の総称で、それを活用することでデジタルトランスフォーメーションの推進に資するもの。

(2) 実証事業 新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した社会課題の解決に資するものであり、本市域内において先端技術を活用し、実用化に向けた検証を行うこと。

(補助金の補助対象経費等)

第3条 補助金の補助対象経費、交付要件、額及び限度額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号による補助金交付申請書に別表第3に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期限内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助対象事業の内容により必要がないと認める場合は、前項に定める書類の全部又は一部を省略させることができる。

3 第1項に規定する申請を行うに当たり、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）を、交付申請額から減じて交付申請をしなければならない。ただし、当該申請をする時において消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等から意見を聴いた上で、予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、別記様式第2号による補助金交付決定通知書により申請者に通

知するものとする。

2 前項の交付決定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助対象事業の実績は、事業完了後30日以内又は令和3年2月末日のいずれか早い日までに報告をすること。ただし、第7条第2項の規定による市長の承認を受けた場合は、事業完了後30日以内又は令和4年2月末日のいずれか早い日までに報告すること。

(3) 事業に係る経理は、他の経理と区別して行うとともに、収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存すること。

(4) 補助対象事業により取得し、又は効用が増加した資産は、当該補助対象事業の完了後も台帳を設け、保管状況を明らかにするとともに、処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。)してはならないこと。ただし、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、あらかじめ市長の承認を受けたとき又は当該補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、当該資産の耐用年数を経過した日のいずれか早い日を経過したときはその限りでない。

(5) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(補助対象事業の変更)

第6条 補助事業者は、補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止する場合で、市長が必要と認めるときは、あらかじめ別記様式第3号による補助対象事業変更承認申請書にその他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、別記様式第4号による補助対象事業変更承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(繰越承認申請)

第7条 補助事業者は、補助対象事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰越す必要がある場合は、別記様式第5号による繰越承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の繰越承認申請書を審査し、相当である認めるときは、別記様式第6号による繰越承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の実績報告)

第8条 補助事業者は、別記様式第7号による補助金交付変更申請兼実績報告書に別表第3に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める報告期間内に市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告を行うに当たり、補助対象事業に係る補助対象経費のうち、消費

税仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。この場合において、当該実績報告時に当該消費税仕入控除税額が確定していないときは、当該消費税仕入控除税額の確定後、速やかに、別記様式第8号による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告書にその他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告書の提出があった場合は、これを審査し、消費税仕入控除税額に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第9号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(成果の公表)

第9条 市長は、補助事業の成果について公表できるものとし、必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができる。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、第8条第1項の規定による報告書の提出があった場合は、これを審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第10号による補助金交付決定変更兼確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 所在自治体の税の納付を怠ったとき。

(5) その他条例、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しをしたときは、別記様式第11号による補助金交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第9号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 補助対象事業により取得し、又は効用が増加した資産を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第12号による財産処分承認申請書にその他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、別記様式第13号による財産処分承認通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(報告又は調査)

第13条 市長は、補助金の交付に関し必要があるときは、補助事業者に対し、報告を求め、

又は当該職員をして調査させることができる。

(国県等の補助制度との重複)

第14条 国，県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度により補助金等が充当される場合の補助対象経費は，当該補助金等を差し引いた額とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，令和2年10月6日から施行する。
- 2 この要綱は，令和3年3月31日限り，その効力を失う。ただし，同日以前に第5条の規定による補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については，この要綱の失効後も，なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は，令和4年3月31日限り，その効力を失う。ただし，同日以前に第5条の規定による補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については，この要綱の失効後も，なおその効力を有する。

別表第1 (第3条関係)

	補助対象経費	交付要件	額及び限度額	補助金交付期間
新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業補助金	事業の実施に直接要する別表第2に掲げる経費	(1) 本市域内において行うこと。 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した社会課題の解決に資する事業であること。	補助対象経費の3分の2以内の額(その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)とし、500万円を限度とする。	第5条における交付決定の日から令和3年2月末日までを限度とする。ただし、第7条第2項の規定による市長の承認を受けた場合は、第5条における交付決定の日から令和4年2月末日までを限度とする。

別表第2（第3条関係）

補助対象経費区分	内 容
報償費	外部専門家等に対する謝礼金や事業協力等に対する謝礼として支払われる経費。
原材料費	事業の実施に必要な加工用資材にかかる経費。
備品費	事業を行うために必要な物品（1年以上継続して使用できるもの）の購入等に要する経費。ただし、当該事業にのみ使用されるものに限る。
消耗品費	事業の実施に必要な物品であって備品費に属さないものの購入等に要する経費。ただし、当該事業のみに使用されるものに限る。
通信運搬費	本事業の遂行に必要な郵便代，通信費，運送料として支払われる経費。
機械器具借上料	事業の実施に必要な機器，器具等のリース・レンタルに要する経費。ただし、当該事業にのみ使用されるものに限る。
開発費	事業の実施に必要な製品，サービス，システム，ソフトウェア等の開発に要する設備費，外注費等。
その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって，他のいずれの区分にも属さないもの。原則として，当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。

別表第3（第4条，第7条関係）

	交付申請		実績報告	
	申請期限	提出書類	報告期間	提出書類
新潟市 コロナ 禍での 早期社 会実現 を見据 えた実 証事業 補助金	市長が別に定 める期間内。 ただし，事業 の着手前であ ること。	（1）事業計画書 （2）法人の登記事 項証明書 （3）収支予算書 （4）直近の決算書 （5）その他市長が 必要と認める書類	事業完了後30 日以内又は令和 3年2月末日の いずれか早い日 まで。ただし， 第7条第2項の 規定による市長 の承認を受けた 場合は，事業完 了後30日以内 又は令和4年2 月末日のいずれ か早い日まで。	（1）事業実績報告書 （2）収支決算書 （3）事業にかかった費 用の明細書及び価額を 明らかにする書類 （4）その他市長が必要 と認める書類

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所
申請者 名 称
代表者名

補助金交付申請書

新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称 新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業
- 2 補助対象事業の目的 別紙. 事業計画書のとおり
- 3 補助対象事業の内容 別紙. 事業計画書のとおり
- 4 補助対象経費 別紙. 事業計画書のとおり
- 5 交付申請額 別紙. 事業計画書のとおり
- 6 補助対象事業の期間 別紙. 事業計画書のとおり

別記様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業補助金交付要綱第4条第1項の規定による交付申請については、同要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

補助対象事業の名称	
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
交付決定額	
交付条件	

別記様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所
申請者 名 称
代表者名

補助対象事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市コロナ禍での早期社会
実現を見据えた実証事業の内容を変更したいので、同事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に
より、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変 更 事 項	変更前	変更後
変 更 理 由		

別記様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

補助対象事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業補助金交付要綱第6条第1項の規定による変更承認申請については、同要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり変更の承認をしたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変 更 事 項	変更前	変更後
変 更 条 件		

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所
申請者 名 称
代表者名

繰越承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市コロナ禍での早期社会
実現を見据えた実証事業について、下記の理由により年度内に完了することが困難になりました
ので、同事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、繰越しの承認を申請します。

記

1 繰越しの理由及び内容

2 事業の執行計画

着手年月日	年	月	日
当初完了予定年月日	年	月	日
完了予定年月日	年	月	日

別記様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長
（担当 ）」

繰越承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業補助金交付要綱第7条第1項の規定による繰越承認申請については、同要綱第7条第2項の規定により、承認をしたので通知します。

別記様式第7号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所
報告者 名 称
代表者名

補助金交付変更申請 兼 実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市コロナ禍での早期社会
実現を見据えた実証事業を完了したので同事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記
のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

- 1 補助対象事業の名称 新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業
- 2 補助対象事業の目的 別紙. 実績報告書のとおり
- 3 補助対象事業の内容 別紙. 実績報告書のとおり
- 4 補助対象事業の支出明細 別紙. 実績報告書のとおり
- 5 補助対象事業の完了日 別紙. 実績報告書のとおり
- 6 交付申請額 別紙. 実績報告書のとおり

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所
報告者 名 称
代表者名

消費税仕入控除税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった新潟市コロナ禍での早期社会
実現を見据えた実証事業について、同事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のと
おり関係書類を添えて消費税仕入控除税額を報告します。

記

補助対象事業の名称	
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
補助金確定通知書に よる 確 定 額	
確定通知時における 消費税仕入控除税額 (A)	
消費税仕入控除税額 の 確 定 後 の 額 (B)	
補助金返還相当額 (B - A)	

別記様式第9号（第8条及び第11条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

補助金返還命令書

年 月 日付けで金額の確定した新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業について、同事業補助金交付要綱第8条第3項又は第11条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

補助対象事業の名称	
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
返 還 額	
返 還 期 限	
返 還 理 由	

別記様式第10号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

補助金交付決定変更 兼 確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業について、同事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり額の確定をしたので通知します。

記

補助対象事業の名称	
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
交付決定額	
確定額	

別記様式第11号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市コロナ禍での早期社会
実現を見据えた実証事業について、同事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記の
とおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

補助対象事業の名称	
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
交付決定額	
交付決定取消額	
取消理由	

別記様式第12号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所
申請者 名 称
代表者名

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市コロナ禍での早期社会
実現を見据えた実証事業で取得した財産を処分したいので、同事業補助金交付要綱第12条第1
項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
処分予定年月日	年 月 日
処 分 事 項	
処 分 理 由	

別記様式第13号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業補助金交付要綱第12条第1項の規定による財産処分承認申請については、同要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり処分の承認をしたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
処分予定年月日	年 月 日
処 分 事 項	
処 分 条 件	